

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年8月11日
【四半期会計期間】	第44期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第1四半期累計期間	第44期 第1四半期累計期間	第43期事業年度
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	1,469,402	1,372,730	5,827,026
経常利益 (千円)	105,112	33,475	238,004
四半期(当期)純利益 (千円)	51,973	11,399	94,568
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	681,012	681,012	681,012
発行済株式総数 (千株)	11,660	11,660	11,660
純資産額 (千円)	1,828,284	2,524,402	2,446,866
総資産額 (千円)	4,789,126	5,627,175	5,172,576
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.15	1.11	10.51
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	1.11	10.48
1株当たり配当額 (円)	-	-	7.00
自己資本比率 (%)	38.2	44.8	47.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第43期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末新株予約権)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症について、一部の先進国ではワクチン接種が進んでおり、国内でもワクチン接種が開始され、感染拡大の収束、景気の持ち直しが期待されます。しかしながら、変異ウイルスの感染拡大のリスクもあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は企業理念として掲げる「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に拡充するトータルライフ・ケアを推進してまいりました。また、当社ならではの「ふれあい業」による人と人との絆によるヒューマンネットワークを広げ、お客さまや市場に継続的に評価をいただくことに努め、収益力と企業体質の強化を図ってまいりました。

その結果、当第1四半期累計期間の経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。

(経営成績)

当第1四半期における経営成績は、売上高は1,372百万円(前年同期比6.6%減)、営業利益は27百万円(前年同期比72.7%減)、経常利益は33百万円(前年同期比68.2%減)、四半期純利益は11百万円(前年同期比78.1%減)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。
セグメントの業績は、次のとおりであります。

家庭医薬品等販売事業(小売部門・卸売部門)

小売部門においては、中期経営計画にある「事業基盤の強化」として配置薬などを委託強化することにより営業人員で左右されない顧客主導型の安定した販売による収益基盤の確立や全顧客への新規販売と継続的な販売に取り組みました。「成長戦略」においてもお客さまがより長く元気に暮らすための「健康寿命」を延ばすために新商品の開発強化に取り組みました。更に成長戦略投資として4月より茨城県につくば営業所を新規出店し、新たな顧客獲得に取り組みました。新型コロナウイルス感染症においては、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動は継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。また改めてお客さまが3密を避けるために置き薬の利便性が見直され必要性が高まりました。そのため除菌アルコールやマスクなど予防意識が高まり、その結果、風邪薬などが減少しました。

卸売部門においては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染症予防の意識の定着が見込まれる中、除菌消臭関連商品等の販売強化と共に除菌アルコール商品や夏季マスクなどで開拓された取引先との継続取引等に注力しました。

しかしながら、家庭医薬品等販売事業において、前期からお客さまの感染症予防の意識は高まったものの、除菌アルコール商品やマスク等の品薄状態が解消されていることや、その受注が後に繰延される予測のもと、売上高、セグメント利益は減少しました。

その結果、売上高は1,215百万円(前年同期比4.5%減)、セグメント利益40百万円(前年同期比43.4%減)となりました。

売水事業部門

昨今の健康志向ブームによる飲料水へのこだわりと、拡大するミネラルウォーター宅配市場の成長性、更に防災対策としての水の備蓄や熱中症対策としての水の必要性等により、早期に中核事業の1つとして確立することを目指しております。「事業基盤の強化」として抗菌カートリッジやサーバーメンテナンスにより安全性の強化を図りました。また、前期より除菌用アルコール製品の製造・販売については、継続的な販売を行っているものの前期の品薄状態が解消され、販売数が減少しました。

その結果、売上高は155百万円(前年同期比19.8%減)、セグメント損失13百万円(前年同期はセグメント利益29百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における資産合計は5,627百万円となり、前事業年度末に比べ454百万円増加いたしました。これは主に受取手形、売掛金及び契約資産の増加621百万円、現金及び預金の増加157百万円、商品及び製品の増加56百万円、受取手形及び売掛金の減少389百万円によるものであります。

当第1四半期会計期間末における負債合計は3,102百万円となり、前事業年度末に比べ377百万円増加いたしました。これは主に短期借入金の増加360百万円、賞与引当金の増加72百万円、長期借入金の減少33百万円によるものであります。

当第1四半期会計期間末における純資産合計は2,524百万円となり、前事業年度末に比べ77百万円増加いたしました。これは主に自己株式の減少64百万円、利益剰余金の増加8百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は、前事業年度末の47.3%から44.8%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 主要な設備

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の状況と見通し

該当事項はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、仕入及び全国に営業所展開をしている労働集約型の業態であることから人件費、地代家賃、車輛運行費、リース料等の販売費及び一般管理費によるものであります。

また運転資金は主に営業活動から生ずるキャッシュ・フローにより賄っておりますが、賞与支払や設備投資資金の調達には必要に応じて金融機関からの借入を行っております。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,660,734	11,660,734	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	11,660,734	11,660,734	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第1四半期会計期間 (2021年4月1日から2021年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,040
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	204,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	324.6
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	66,140
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	6,272
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	627,200
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	326.9
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	207,064

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	11,660	-	681,012	-	424,177

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,570,000	2,693	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,064,800	100,648	同上
単元未満株式	普通株式 25,934	-	-
発行済株式総数	11,660,734	-	-
総株主の議決権	-	103,341	-

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社中京医薬品	愛知県半田市亀崎北浦町2丁目15の1	1,300,700	269,300	1,570,000	13.4
計	-	1,300,700	269,300	1,570,000	13.4

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12
「従業員向け株式給付」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,457,724	1,615,414
受取手形及び売掛金	389,738	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	621,473
電子記録債権	32,469	45,206
商品及び製品	462,286	518,787
委託商品	414,121	428,110
仕掛品	98	83
原材料及び貯蔵品	49,998	44,227
その他	156,359	130,147
貸倒引当金	6,050	7,768
流動資産合計	2,956,746	3,395,682
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	493,890	486,041
土地	1,198,806	1,198,806
その他(純額)	37,815	36,099
有形固定資産合計	1,730,512	1,720,948
無形固定資産	69,083	75,642
投資その他の資産		
前払年金費用	105,551	105,084
その他	314,668	333,808
貸倒引当金	3,985	3,991
投資その他の資産合計	416,234	434,901
固定資産合計	2,215,829	2,231,492
資産合計	5,172,576	5,627,175
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	294,739	339,595
電子記録債務	135,674	127,393
短期借入金	710,000	1,070,000
1年内返済予定の長期借入金	193,974	177,312
未払法人税等	117,422	60,221
賞与引当金	162,270	235,080
返品引当金	11,527	-
その他	401,108	420,623
流動負債合計	2,026,715	2,430,226
固定負債		
長期借入金	301,746	268,422
退職給付引当金	149,413	148,317
株式給付引当金	27,232	28,312
資産除去債務	4,812	2,446
長期末払金	178,120	178,120
その他	37,668	46,927
固定負債合計	698,994	672,546
負債合計	2,725,709	3,102,772

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	681,012	681,012
資本剰余金	522,571	528,163
利益剰余金	1,704,355	1,713,313
自己株式	466,218	402,028
株主資本合計	2,441,721	2,520,461
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,708	3,122
評価・換算差額等合計	3,708	3,122
新株予約権	1,436	818
純資産合計	2,446,866	2,524,402
負債純資産合計	5,172,576	5,627,175

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	1,469,402	1,372,730
売上原価	452,653	420,226
売上総利益	1,016,749	952,503
販売費及び一般管理費	916,265	925,061
営業利益	100,483	27,441
営業外収益		
受取利息	11	3
受取配当金	509	472
受取家賃	3,119	3,959
その他	2,112	2,719
営業外収益合計	5,752	7,154
営業外費用		
支払利息	1,122	1,120
その他	0	0
営業外費用合計	1,122	1,120
経常利益	105,112	33,475
特別損失		
固定資産除売却損	143	-
減損損失	8,823	-
特別損失合計	8,966	-
税引前四半期純利益	96,146	33,475
法人税、住民税及び事業税	64,605	53,518
法人税等調整額	20,432	31,443
法人税等合計	44,172	22,075
四半期純利益	51,973	11,399

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、配置販売における委託商品につきましては、従来は配置先における消費を営業員が確認した時点で収益を認識しておりましたが、期末日までの配置先における消費を合理的に見積り、収益を認識する方法に変更しております。また、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品については、返品されると見込まれる商品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期会計期間の期首において、当第1四半期会計期間の期首において、利益剰余金が44,178千円増加しております。また、当第1四半期累計期間の売上高が6,938千円減少、売上原価が1,761千円減少した結果、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益が5,176千円それぞれ減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書(追加情報)「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
減価償却費	19,466千円	20,487千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会(注)	普通株式	21,847	2.5	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金743千円(従業員持株会信託口180千円、従業員向け株式給付信託口562千円)を含んでおります。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併により、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

当第1四半期累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会(注)	普通株式	46,619	4.5	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対する配当金1,212千円(従業員持株会信託口215千円、従業員向け株式給付信託口996千円)を含んでおります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 損益計算書 計上額 (注)3
	家庭医薬品等販売事業		売水事業 部門	計				
	小売部門	卸売部門						
売上高								
外部顧客への 売上高	1,104,302	169,413	194,603	1,468,319	1,083	1,469,402	-	1,469,402
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	6,384	6,384	-	6,384	6,384	-
計	1,104,302	169,413	200,988	1,474,704	1,083	1,475,787	6,384	1,469,402
セグメント利益 又は損失()	53,952	17,516	29,015	100,483	-	100,483	-	100,483

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. 調整額はセグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期累計期間において、家庭医薬品等販売事業(小売部門)の営業所(1営業所)の売却決定に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は8,823千円であります。

当第1四半期累計期間(自2021年4月1日 至2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 損益計算書 計上額 (注)3
	家庭医薬品等販売事業		売水事業 部門	計				
	小売部門	卸売部門						
売上高								
小売販売及び 卸売販売	790,212	179,652	155,992	1,125,856	888	1,126,744	-	1,126,744
配置販売	245,984	-	-	245,984	-	245,984	-	245,984
顧客との契約 から生じる収益	1,036,196	179,652	155,992	1,371,841	888	1,372,730	-	1,372,730
外部顧客への 売上高	1,036,196	179,652	155,992	1,371,841	888	1,372,730	-	1,372,730
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	8,773	8,773	-	8,773	8,773	-
計	1,036,196	179,652	164,765	1,380,614	888	1,381,503	8,773	1,372,730
セグメント利益又 は損失()	40,601	146	13,013	27,441	-	27,441	-	27,441

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. 調整額はセグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円15銭	1円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	51,973	11,399
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	51,973	11,399
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,444	10,266
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	1.11
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	9
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 従業員持株会信託口及び従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(前第1四半期累計期間242,095株、当第1四半期累計期間265,507株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月10日

株式会社中京医薬品

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大門亮介 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京医薬品の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京医薬品の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。